

令和7年度化学物質環境リスク初期評価等実施業務に係る仕様書

1. 件名

令和7年度化学物質環境リスク初期評価等実施業務

2. 業務の目的

環境省では、環境中に存在する多数の化学物質の中から、人の健康や生態系に対して有害な影響を及ぼす可能性のあるものを効果的に抽出し、効率的に環境リスク管理施策を進めていくため、化学物質の環境リスク初期評価を行っており、その結果を「化学物質の環境リスク評価」として公表してきている。その実施に当たっては、国内外の動向を踏まえ評価手法の更なる改善を図りつつ、同評価を効率的かつ整合的に進める必要がある。

本業務では、これまでの成果を踏まえ、「化学物質の環境リスク評価」の取りまとめに係る検討全体の企画・立案、運営・調整を総合的に行うとともに、国内外の科学的知見を最大限に活用しながら曝露評価及び生態リスク初期評価の各作業を進めるほか、評価手法を高度化するための検討、化学物質の環境リスク初期評価に関連する OECD での取組に貢献するための作業等を行うことを目的とする。

3. 業務の内容

3. 1 化学物質の環境リスク初期評価関連調査

化学物質の環境リスク初期評価関連調査の実施に当たっては以下の各項によるものとする。なお、環境リスク初期評価のうち、健康リスク初期評価に関する部分については、別途調達する「令和7年度化学物質健康リスク初期評価等実施業務」にて検討を行うこととしているので、同業務の請負者との十分な連携を図るものとする。

3. 1. 1 「化学物質の環境リスク評価」の企画・立案、運営・調整及び総合取りまとめ

「化学物質の環境リスク評価」の企画・立案、運営・調整及び総合取りまとめに関する検討及び必要な作業を行うとともに、当該評価を構成する曝露評価、健康リスク初期評価及び生態リスク初期評価に係る作業の総合調整を行う。重点的に実施すべき事項は次のとおり。

(1) 環境省の関係課室から提出されるニーズ（環境省担当官が取りまとめて提供する）、環境モニタリング結果、有害性、環境中の存在状況等に関する知見を收集整理の上、「新たに環境リスク初期評価の対象とする物質」を次のとおり選定する。

① 環境リスク初期評価（健康リスク初期評価及び生態リスク初期評価の双方を実施）を行う物質（7物質程度を想定）

② 生態リスク初期評価のみを行う物質（2物質程度を想定）

上記選定に当たっては、

・過年度に環境リスク初期評価又は生態リスク初期評価の結果を公表した物質の定期的な見直し（評価結果に直接影響を及ぼさない部分を含む。）のあり方の検討

（参考）過年度に環境リスク初期評価又は生態リスク初期評価の結果を公表した物質は、以下の URL にて参照できる。

<https://www.env.go.jp/chemi/risk/>

- ・非意図的生成物（分解物等）や生成機構等が未解明な環境化学物質及び様々な用途における代替物質等の評価手法に関する検討（他制度や諸外国での評価の考え方や手法等に関する情報収集を含む）
- ・体系的な評価対象物質を選定のあり方の検討（選定に当たっての課題整理を含む）も併せて行い、その結果を選定プロセスに反映することとする。

（２）令和７年度に「化学物質の環境リスク評価（第 24 巻）」として公表する予定の物質（令和５年度に選定された物質を中心に、環境リスク初期評価を行う物質 7 物質程度、生態リスク初期評価のみを行う物質 4 物質程度とする。）の基本的情報、曝露評価及び生態リスク初期評価について、新たな追加情報（既存の情報は必要に応じて環境省担当官が提供する。）の收集整理を行うとともに横断的な視点で内容の確認を行い、評価文書案及びその概要案を作成の上、別途「令和７年度化学物質健康リスク初期評価等実施業務」において作成する健康リスク評価文書案と合わせて取りまとめる。

なお、評価文書案作成に当たっては、専門家（メンバーについて提案し、環境省担当官の承認を得ること。）による文献レビュー（文献の信頼性確認、評価文書原稿の内容確認等）を行い、専門家の視点から毒性値の信頼性等を確認すること。文献レビューに当たっては、レビュー結果について原稿作成（１物質につき 10 枚程度）を専門家に依頼することとし、原稿執筆謝金（１枚当たり 2,000 円）を支払うものとする。

（３）（２）で作成した評価文書案等が中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会（令和７年 12 月頃に対面（東京都千代田区霞が関近辺、なお会場の確保は不要）と Web 会議システムの併用により、半日程度、１回の開催を想定）で審議されるに当たり、環境省の資料（400 頁程度）作成等を支援するとともに当該審議会に出席して議論について情報収集の上、必要に応じてそれを踏まえた資料修正等を行う。なお、環境リスク評価委員会曝露評価分科会座長の出席に係る旅費（関東圏内在住、「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規程」（以下、「旅費法等」という）に準じる）及び謝金（１日当たり 17,800 円）を支給すること。さらに、当該審議会の審議を経て取りまとめる「化学物質の環境リスク評価第 24 巻」を印刷製本（170 部程度／500 頁程度）するとともに、これらの電子データを収納した電子媒体（80 枚程度）を作成し、環境省担当官の指定先（自治体等全国 120 カ所程度（うち一部については印刷製本のみを納入する。詳細は環境省担当官の指示に従うこと。）を想定）に納入すること。なお、電子データの仕様は、原稿を全て PDF 化し、しおり機能を付加するものとし、環境省が別途作成した簡易データベースも更新し、当該電子媒体に併せて格納するものとする。格納媒体は DVD-R とし、公表年度及びタイトル等を DVD-R にラベル印字により付記すること。

なお、文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

（参考）令和５年度に「化学物質の環境リスク評価（第 22 巻）」として公表した評価文書は、以下の URL にて参照できる。

<https://www.env.go.jp/chemi/risk/index.html>

（４）令和６年度に「化学物質の環境リスク評価（第 23 巻）」として公表した評価文書のうち、物質の基本的情報、曝露評価及び生態リスク初期評価に関する部分の概要を英文化する（11 物質について各 2 頁程度）。英文化に当たってはネイティブチェックを受けることとする。また、別途「令和７年度化学物質健康リスク初期評価等実施業務」において作成する健康リスク初期評価に関する部分の英文概要と合わせて取りまとめること。

(参考) 評価文書のうち英文化する部分(令和5年度に公表した「化学物質の環境リスク評価(第22巻)」の該当部分を参考のために示す)は、以下のURLにて参照できる。

https://www.env.go.jp/en/chemi/chemicals/profile_erac/index.html

3. 1. 2 化学物質の環境リスク初期評価のための曝露評価

(1) 令和6年度に選定された「新たに環境リスク初期評価の対象とする物質」(環境リスク初期評価を行う物質8物質程度、生態リスク初期評価のみを行う物質2物質程度。委員会での検討等により変更となる場合がある。)について、「化学物質の環境リスク初期評価ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)¹」に基づき、以下の手順で曝露評価に係る作業を行い、評価文書原案を取りまとめる。

- ① 対象物質の物理化学的性状、分解性及び蓄積性、製造輸入量等の基本的な情報について、文献検索等を通じて収集するとともに、その信頼性を確認し、代表値を決める。
- ② ①で得られた情報に基づき、対象物質の環境媒体間の分布を予測する。
- ③ 人の健康又は生態系に対するリスクの初期評価の一環として行う曝露評価の実施に必要となる環境モニタリング実測データ等の知見、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく届出排出量データ等を、行政機関の調査資料や保有情報、文献検索等を通じて収集し整理する。
- ④ 以上の結果を取りまとめ、評価文書の原案を作成する。

(2) 上記評価結果等を踏まえ、曝露評価に関する知見について、今後優先的に環境中濃度を測定すべき候補物質を選定する。

3. 1. 3 水系生態系を対象とする化学物質の生態リスク初期評価

(1) 令和6年度に選定された「新たに環境リスク初期評価の対象とする物質」(環境リスク初期評価を行う物質8物質程度、生態リスク初期評価のみを行う物質2物質程度。委員会での検討等により変更となる場合がある。)について、ガイドラインに基づき、以下の手順で水系生態系を対象とした生態リスク初期評価に係る作業を行い、評価文書原案を取りまとめる。

- ① 当該物質について、国内外のデータベースを検索して、水系生態系に対する影響に係る情報を収集整理する。
- ② ①で収集した情報について、文献の信頼性確認、評価文書原稿の内容確認等を行い、毒性値の信頼性等を確認した上で、有害性(ハザード)評価を行う。その際、専門家(メンバーについては請負者より提案し環境省担当官の承認を得ること。)による文献レビューを依頼する。その際、レビュー結果の原稿に対して原稿執筆謝金(1枚当たり2,000円、1物質につき10枚程度を想定)を支払うものとする。
- ③ これと3. 1. 2において実施する曝露評価の結果を受けて、生態リスクを仮判定した結果を取りまとめる。

(2) 上記評価結果等を踏まえ、生態毒性に関する知見について、今後優先的に試験を通じて獲得すべき候補物質を選定する。

¹https://www.env.go.jp/council/content/i_04/000275023.pdf (R6.12月現在最新版)

なお、業務の効率化を図るため、3. 1に係る関係資料の収集等の補助業務について、環境省担当官より事前に承諾を受けた上で再委任等により実施しても差し支えないものとする。

3. 2 化学物質の環境リスク初期評価手法の高度化に関する検討

以下のとおり、化学物質の環境リスク初期評価手法の高度化に関する検討を実施する。

- (1) 曝露評価及び生態リスク初期評価において、データの信頼性や評価の判断基準等、評価を進めるにあたって改善すべきと課題等について、解決に向けた検討を行い、改善を図るとともに、ガイドラインについても必要に応じて改定する。また、解決が難しい課題等については、引き続き検討が必要な事項として明確化する。
- (2) 動物福祉等、生態毒性試験の実施に関する国際的な考え方の変化や、不足している毒性情報を補完する手法が求められるなか、これらに対応する手法として注目されている定量的構造活性相関（QSAR）等の手法について、生態リスク初期評価への導入に関する検討を行うとともに課題等を整理する。
- (3) 底質の生態リスク初期評価については、これまで他制度や諸外国での評価の考え方や手法等の事例収集やリスク評価のあり方に関する検討を行ってきた。今年度は、将来的なリスク初期評価への導入を見据え、具体的な評価方法を提案するとともに、ケーススタディを実施し、課題と解決策を提案する。
- (4) 健康リスク初期評価における新たな評価項目として、免疫毒性に着目し、リスク初期評価への導入について、別途調達する「令和7年度化学物質健康リスク初期評価等実施業務」請負者と連携を図りつつ、検討を行う。
- (5) ある種の特定用途の化学物質については、国内の化学物質管理制度ではリスク評価が十分にされていないケースが考えられる。また、これらの物質の一部については例えば、大きな濃度変動が想定されるなど定常的なばく露を想定したリスク評価では、リスクの実態と乖離することが想定される。このような課題を整理し、解決策について検討を行う。
- (6) その他、当該事業において実施した初期評価結果について、評価手法も含めた課題等を整理するとともに、今後のリスク初期評価のあり方等に関する検討を行う。

なお、業務の効率化を図るため、3. 2に係る関係資料の収集等の補助業務について、環境省担当官より事前に承諾を受けた上で再委任等により実施しても差し支えないものとする。

3. 3 検討のための委員会等の設置

環境省担当官と調整の上、専門的見地から助言を得るため、以下のとおり、検討のための委員会等を設置する。委員メンバーについては請負者より提案し環境省担当官の承認を得ること。なお、委員会等の開催に加えて、必要に応じて外部専門家の意見聴取等（ワーキンググループ形式とすることを妨げない。）を行っても差し支えない。

- (1) 3. 1. 1 (1) 及び (2) 並びに 3. 2 の実施に当たり、環境リスク評価委員会企画委員会（委員 10 名程度を想定（関東圏内・日帰り））を設置し、3 回程度開催する。委員会開催に当たっては 300 頁程度の資料を 18 部程度作成することとし、20 名程度を収容できる会場（各回半日を想定）を確保すること。また、委員に対し飲料（原則としてワンウェイプラスチック等の容器は使用しない）を提供すること。

- (2) 3. 1. 2の実施に当たり、環境リスク評価委員会曝露評価分科会（委員 12 名程度を想定（関東圏内・日帰り））を設置し、4 回程度開催する。分科会開催に当たっては 300 頁程度の資料を 20 部程度作成することとし、20 名程度を収容できる会場（各回半日を想定）を確保すること。また、委員に対し飲料（原則としてワンウェイプラスチック等の容器は使用しない）を提供すること。
- (3) 3. 1. 3の実施に当たり、環境リスク評価委員会生態リスク評価分科会（委員 14 名程度を想定（関東圏内・日帰り））を設置し、4 回程度開催する。分科会開催に当たっては 300 頁程度の資料を 22 部程度作成することとし、20 名程度を収容できる会場（各回半日を想定）を確保すること。また、委員に対し飲料（原則としてワンウェイプラスチック等の容器は使用しない）を提供すること。
- (4) 3. 2 (2)の実施に当たり、環境リスク評価委員会生態毒性 QSAR 等活用ワーキンググループ（委員 5 名程度を想定（関東圏内・日帰り））を設置し、2 回程度開催する。ワーキンググループ開催に当たっては 300 頁程度の資料を 13 部程度作成することとし、20 名程度を収容できる会場（各回半日を想定）を確保すること。また、委員に対し飲料（原則としてワンウェイプラスチック等の容器は使用しない）を提供すること。
- (5) 3. 2 (4)の実施に当たり、環境リスク評価委員会免疫毒性評価ワーキンググループ（委員 7 名程度を想定（関東圏内・日帰り））を設置し、2 回程度開催する。ワーキンググループ開催に当たっては 300 頁程度の資料を 15 部程度作成することとし、20 名程度を収容できる会場（各回半日を想定）を確保すること。また、委員に対し飲料（原則としてワンウェイプラスチック等の容器は使用しない）を提供すること。

なお、(1) の委員会、(2) (3) の分科会、(4) (5) のワーキンググループ（東京都周辺で開催）においては、対面と Web 会議システムの併用による開催とし、議事進行を行うとともに、委員に対し、旅費（旅費法等に準じる）及び謝金（委員 1 名 1 日当たり 17,800 円）を支給し、Web 参加の委員については必要に応じて資料を送付すること。（過去の対面参加委員数の実績として、(1) の委員会においては 1 回当たり 3 名程度、(2) の分科会においては 1 回当たり 3 名程度、(3) の分科会においては 1 回当たり 2 名程度、(4) のワーキンググループにおいては 1 名程度、(5) のワーキンググループにおいては 1 回当たり 4 名程度）(4) (5) のワーキンググループにおいては、必要な範囲で専門家による文献レビュー（文献の信頼性確認、評価文書原稿の内容確認等）を行い、専門家の視点から毒性値の信頼性等を確認した上で、有害性（ハザード）評価を行う。評価文書（1 物質につき 10 枚程度）の草稿は専門家に作成を依頼することとし、原稿執筆謝金（1 枚当たり 2,000 円）を支払うものとする。ただし、委員の都合により旅費・謝金の受領を辞退された場合はこの限りでない。

また、(1) の委員会、(2) (3) の分科会、(4) (5) のワーキンググループの開催に先立ち、事前に環境省担当官及び座長と資料内容等について十分に調整すること。

3. 4 OECD の環境リスク初期評価関連調査

OECD 及び同加盟各国における曝露評価手法に関する検討状況について情報収集を行い、環境リスク初期評価における曝露評価手法の高度化の検討に活用する。

また、その一環として、第 9 回 OECD 曝露評価作業部会（令和 7 年 6 月にパリ（フランス）にて 2

日間開催予定)に環境省担当官が指定する専門家(関東圏内在住)を2名派遣する。派遣される専門家に対しては、旅費法等に準じて旅費を支払うこと。専門家には、謝金は支給しないこととする。

3. 5 報告書の作成

3. 1～3. 4の内容を取りまとめ、報告書を作成する。

4. 業務履行期限

令和8年3月31日(火)まで

5. 成果物

「化学物質の環境リスク評価第24巻」及びその電子版のほか、

紙媒体: 報告書7部(A4判、300頁程度、無線綴じ製本)

電子媒体: 報告書等の電子データを収納したDVD-R 7枚(セット)

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課環境リスク評価室

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

(4) 検討会等における委嘱・会計手続きに係る押印等廃止の取扱いについて

電子化を進める政府方針に基づき、原則として、検討員等からの承諾書、請求書等の書面による提出、押印について廃止されるよう取り扱うこと。（書類の真正性の確保は、検討員等からのメールの電子保存等で対処するものとする。なお、慣例上、現金払いとして検討員等からの領収書、受取書を求める場合にあっては、押印ではなく本人サインによること。）

(参考)

「規制改革実施計画」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/200717/keikaku.pdf>

「「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/200708document01.pdf>

「押印についての Q&A」（内閣府・法務省・経済産業省作成）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00095.html

(5) 本業務に関する過年度の報告書は、環境省図書館において閲覧可能である。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <https://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書(<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力には半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・ 丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・ 記号はすべて半角。例：「 “ ” 」→「 ” ”」、「 ` ´ 」→「 ´ ´」、「—」→「-」
- ・ 化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO₂)
- ・ 環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・ 文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・ 計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・ プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・ 画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・ 音声・動画；MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

- (3) (2)による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、 PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R (以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。)とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

- (1) 納品する成果物 (研究・調査等の報告書) は、オープンデータ (二次利用可能な状態) として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部又は全部について、二次利用の了承が得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト e-Gov データポータル (<https://data.e-gov.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明 (メタデータ) について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。